

広島県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十五年四月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道志和インター線	東広島市志和町七条柁坂字鍋山四九九番一五地先から東広島市志和町七条柁坂字鍋山四九九番一五地先まで	平成二十五年四月一日